

平成13年第22回教育委員会記録

平成13年12月12日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成13年12月12日(水)午後2時01分～午後3時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 宮坂公夫 委員 大藏・之助
職務代理者 安本ゆみ 教育長 與川幸男
委員

欠席委員 委員長 丸田頼一

出席説明員 事務局次長 松本義勝 庶務課長 佐藤博継
学校運営課長 佐野宗昭 学務課長 森仁司
施設課長 小林陽一 指導室長 工藤豊太

社会教育
スポーツ課長 荒井健一 中央図書館長 古川正司
社会教育
センター所長 伊藤俊雄 中央図書館
次長 杉田治
事務局職員 庶務課係長 小今井七洋 法規主査 能任敏幸
担当書記 手島広士

傍聴者数 0名

会議に付した事件

議案

議案第58号 杉並区立科学教育センターの設置目的等の変更について

議案第59号 杉並区教育委員会職員表彰規程

報告事項

「区民満足向上運動」について

牛海綿状脳症(BSE)をめぐる対応経過と今後の取組について

平成14年度区立幼稚園学級編成について

杉並区立高井戸中学校学級増の対応について

研究発表会等について

教育委員会後援等名義使用承認について

文化財建造物の登録について

社会教育委員制度の改正について

社会教育センター審議会の廃止について

宮坂職務代理者 ただいまから、第 22 回教育委員会定例会を開催いたします。本日、丸田教育委員長が欠席しておりますので、私が委員長の職務を代行させていただきます。今日の議事録の署名は、安本委員にお願いいたします。

早速始めさせていただきます。議案第 57 号「杉並区立科学教育センターの設置目的等の変更について」の審議を行います。議案の説明をお願いします。

庶務課長 議案第 57 号「杉並区立科学教育センターの設置目的等の変更について」の議案のご説明を申し上げます。

変更箇所ですが、「科学教育センター」の名称を変更するということと併せて、科学教育センターの設置目的を、従来、「学校教育に関する施設」であったわけですが、「学校教育および社会教育に関する施設」に変更するという内容です。

変更の理由については、スマートすぎなみ計画ということで、これに基づいて科学教育センターのあり方について検討してきたところですが、それらについては、すでに教育委員の席でご報告申し上げたところですが、その報告に併せて、科学教育センターの有効活用を図るということで、学校教育に関する施設から社会教育ということで、皆の施設に変更するということです。

変更の主な箇所ですが、まず、名称については、区民の意見を参考として、名称を変更していきたいと考えており、現在、科学教育センターにアンケート用紙などを置いて、どういった名称がいいのかということで、来館者から意見などを伺っています。

利用者層の拡大が 2 つ目の変更点ですが、児童・生徒に限らず、高校生、大学生を含めた一般区民を対象とした事業の実施を今後していきたいということと併せて、その施設利用が図れるようにするということです。

3 つ目の変更点は、施設・設備の有効活用で、施設・設備を有効に活用するために、貸出しについて改正したいということです。プロジェクターなどの器具類についても貸出しをするという考え方を出しています。

事業範囲の拡大として、学校週 5 日制、あるいは区民グループの活動支援などを視野に入れた事業運営ということで、そういったことができるようにしていきたい、というところが変更の主な点です。

実施時期は、平成 14 年 4 月 1 日を想定しています。これに伴って、条例改正がありますが、12 月中旬に区長部局に条例改正の依頼をして、平成 14 年の第 1 回区議会定例会で提案していきたいと考えています。私からは以上です。

大蔵委員 事業範囲の拡大というのは、具体的にはどういうことですか。

庶務課長 これまで科学教育センターでは、特に小中学校の子供たちの移動教室とか科学教室をや

ってきたわけですが、それだけでなく、一般区民が科学教育センターそのものの利用ができるようにしたいということと、できれば、科学教育センターと区民とが一体となった事業の展開といったことも考えていきたい。例えば、環境学習については、いまでも子供たちということで、総合学習の時間などに、ゲストティーチャーということで、一緒になってやっているケースもあるわけですが、そういったものも科学教育センターの中で進めていきたい、という考え方です。

事務局次長 いまのことは従来は「目的外利用」という言い方をしています。

宮坂職務代理者 目的を拡大するということであれば、すっきりさせたほうがいいかもしれませんね。

教育長 そうすると、いま、例えば「天文の夕べ」とかプラネタリウム活用へのコースとか、どちらかと言えば、科学教育センターが主催し、受け手は小中学生であったり区民であったりするわけですが、教える側と教えられる側という関係から、まちの人も参画して、企画を出したり、まちの人が場合によっては指導者みたいな位置付けで地域に発信したりといったような広がりが出てくると考えていいのでしょうか。

庶務課長 はい、そのとおりです。

大蔵委員 学校週5日制がここに書いてあるということは、5日制になると、従来の移動教室や科学教室などで使う率が減るという考え方ですか。

庶務課長 そういうことでは直接ないのですが、学校週5日制になった時に、これまでは土曜日は学校に行っていたわけですが、それが休みになるということで、科学教育センターを拠点とした子供たちの活動があってもいいのではないかとということです。具体的に言いますと、例えばですが、ロボットコンテストなどでも、中学生だけでなく、高校生も一緒に参加してやっているものがありますので、そういった人たちも含めて、中学生と一緒に科学教育センターが利用できるということも含めて考えているということです。

教育長 学校教育の実験、カエルの解剖をしたり、ミズスマシの研究をしたり、植物を栽培したりとかという従来型の理科教育の支援と言うのですか、場所を変えて、そういう実際の実験器具を使ってやっていく、その流れは基本的には変わらないのですか。

庶務課長 その流れは基本的には変わりません。ただ、そのうえに、例えば、これまで科学教育センターの先生方が、そういったものをサポートしていったわけですが、それだけではなくて、できれば、区民の方で、そうした専門性をもっている方々にお手伝いしてもらいながら、一緒に授業そのものが進めていけるといったことも想定しています。

教育長 いまのは、ゲストティーチャーみたいな意味合いでしょうか。

庶務課長 そうです。

大蔵委員 私は、使いやすくすることに反対ではありませんから、その開設には賛成ですが、いまのお話を伺っていると、目的外利用とかいろいろあっても、旧来どおりでも全部やれるような気がするのです、わざわざ変えなくても。ですから、どこが変わるのがあまりよく私は理解できないのです。

事務局次長 おっしゃるとおりです。ただ、いままで「目的外」という言い方で使っていたのを、拡大するということなので、ある意味では、すっきりするという目的しかないということかもしれません。ただ、そういうことが、やはり大きな意味があるというのは、そういったことが拡大につながっていくということは期待できるのではないかと思います。

教育長 いままでもそうです。確かに、目的外利用の手続きさえすれば使えないことはなかったわけですが、何となく、制限的な使い方という印象は、まちの人にはあるでしょうね。そういう意味では、それを取り払うということで、大手をふってと言いますか、まちの人が気楽に参画できるということでしょうか。私は、これは、むしろ当然のことだと思いますし、前にも、そういうようなことを検討したような記憶があるのです。私は、大いに進めていいと思います。

大蔵委員 よほど斬新な名前にして、公募しない限り、普通の人は、そんなに変わったとは思わない。いままでどおりだと思うでしょうね。

教育長 名称は結構大事なのです。

宮坂職務代理者 実質的には変わらなくても、何か気持のうえですっきりして、例外として使っていたのを、全部が今度普通に使えるということであればいいのではないかと思います。いかがですか。

安本委員 これは、いままで小中学生とか、わりあいそれ向けに作られているものだと私は思っているのですが、例えば、一般の方が利用するのにしやすいような施設でない所を変更するとかいうことを考えていらっしゃるのですか。

庶務課長 ハード面そのものを全部変えていくという考え方はありません。ただ、これまでですと、科学教育センターは無料とするということを全面に打ち出していましたので、逆に社会教育施設と同じような扱いになっていくということで、先ほど来話が出ています目的外利用でなくて、目的内利用としてなってくるというところの違いということです。

あとは、科学教育センターを今後どうするかというもう一方で課題があるのですが、これについては、当面の対応策として、今回、こういう扱いにしていこうと。将来にわたっては、科学教育センターそのものは、学校教育も含めてやっていいものなのか、あるいは全く別のものにしていくのかということについては、報告の中でも、将来的な検討課題だということで、残されていますので、そういう検討があとから必要になってくるかと思っています。

宮坂職務代理者 ハード面は、従来と全く変わらないのですね。

教育長 本当に将来的には、あの建物自体も相当老朽化していますし、建替えの必要もやはりあると思うのです。ですから、あの場所かどうかはともかく、もっと規模も、障害のある人もない人も使えるようなフリーなスペース、しかもいろいろな工夫もしたいなと思いますので、先々は大改築が必要かなと思います。現状の中で最大限効果を上げていくということで、今回この改正ということかなと思っています。

大藏委員 私は、知らなかったのです。あることは知っていましたが、どういうものかは知りませんで、この間、プロモーションがありました時と、もう一回は、小中学校の展示会の時と2回行きました。その時に見て、いろいろな物が揃っていることが分かりまして、なかなかいいと思ったのです。ただ、いままでは、多分、先生たちがついて来て、指導することが多かったのではないかと思いますので、あそこはいろいろな物があるのですけれども、展示の説明などがわりあいそっけないのです。ですから、これからは、子供でも普通の人でも、説明などを自分で読んでやるのだったら、もう少し親切な表示が必要かなという気が少ししています。けれども、基本の考え方は賛成です。

教育長 私は、いまの大藏先生の言葉を受け止めますと、ゲストガイドみたいな感じで、地域の方で科学に明るい人が、ガイド役で丁寧に説明していただけるようなことがあってもいいのかなと思います。報酬をもらうともらわないとかいうことよりも、喜んでボランティア的にやってくれる人がいいなということも、ちょっと希望としては思っています。

大藏委員 和田の所の科学館もボランティアなのです。非常に少額のことを払っているようですが、全国からそれをやりたいという人が結構やっているのです。ただ、あそこは、あまりにも張り切っているものですから、ものすごく教えるのです。私が行ってちょっと見ていると、「これが何でございます」と、しかも十分知っているものについて言われて、「知っているからいいです」とも言いにくくて、あまりボランティアが熱心だと、押しつけがましいところがあります。これはボランティアでやる人はたくさんいるのではないのでしょうかね。

宮坂職務代理者 よろしいですか。ご意見は出尽くしたようですから、この議案第57号を承認してよろしいですね。

(異議なし)

宮坂職務代理者 それでは、この議案第57号は承認いたします。

引き続き、議案第58号「杉並区教育委員会教職員表彰規程」について審議いたします。議案の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 議案第58号「杉並区教育委員会教職員表彰規程」についてご説明いたします。

今回、教職員表彰規程の見直しをしたわけですが、委員会資料に沿いながら、ご説明したいと思います。教職員表彰の考え方ですが、これまではどちらかというと、退職の時点での先生方の表彰が多かったわけですが、今回は、そういったことだけでなく、優秀な教育成果を挙げている教職員、現場の中で優れた教育実践活動あるいは研究活動を行っている教職員、学校の方々に對して、その努力に報いるということで、これまでは、先ほど言いましたように、どちらかというと、功労表彰が中心だったわけですが、今回は、2つに分けて、教育実践を通じた優秀な成果を評価する教育表彰と、退職時までの功績を評価する功労表彰の2つにして、内容を直しているわけです。

ここで教育表彰ということで現在考えているのは、日頃の教育実践を通じた教育成果で、学級活動の問題、不登校児への取組み、顧問としての部活動の充実に功績のあった方々を考えて、併せて学校づくりに積極的に取り組むということで、個性化・特色化に向けた学校づくりといったところで、教育表彰をやっていこうということでの考え方です。

この実施時期は、平成13年度の表彰から実施することで考えております。そのほかに、変更点として、審査会の委員ということで、これまでの規程でいきますと、教育委員、教育長、教育委員会の管理職というところであったわけですが、これらについて、教育委員会の全管理職ということでなくて、事務局次長、庶務課長、指導室長、小中校長会の会長で、審査会そのものの改正もこの中で盛り込んでいます。

推薦者についても、今回改めたのが、「校長は、必要に応じて学校評議会の意見を求めることができる」ということで、これまでは校長先生の推薦ということだったわけですが、学校評議会の意見を求めてやることもできますということで、拡大した推薦のやり方といったところを直しています。

実績の対象期間ですが、これまでは前年9月1日からその年の8月31日まででしたが、今回からは、「1月1日から12月31日とする」といったところが主な変更点での内容です。私からは以上です。

宮坂職務代理者 いかがでしょうか。

大藏委員 これも私は賛成ですが、非常に難しいのではないかなと思います。功労表彰というのは、もう非常に年功序列みたいなもので、あまり意味があるかどうか分かりませんが、簡単なのです。何年校長をなさったとか、何年先生をなさって大過なく勤めたということですから、非常に選択はやさしいのですが、こちらのほうの「日頃やっている」とか「顧問としての活動」とかいうのを拾い出してくるのは、すごく難しいのです。その中からどの人を選ぶかと。全部というわけにはなかなかいかないもので、絞っていくのですが、そうすると、この評価が、例えば顧問とし

て非常に熱心にやっているというのは、非常に高く評価される部分と、厳しくて、「あの先生はひどい」とか「弱い子への思いやりがない」とかいうことは、逆に言われることだって出てきます。不登校だってそうです。不登校を一生懸命やって、学校へ来させるのがいいのか、家にいても、出掛けて行ってその先生が教えてあげるのと、どちらがいいのかと、いろいろ評価が分かれまますから、選ぶのはすごく難しいのではないかと思います。そんな書類がずっと上がって来ても、私は、教育委員として、「この人がいいですよ」とか「これがいいですよ」となかなか言えないだろうということを、自分の問題として考えて、ほかのところから、「あの先生のほうが一生懸命やっているのに、どうしてこの先生が上がって、こっちの先生は上がらないの」と言われた時に、適切に答えられるのかと。ですから、選考過程での絞り込みというのはすごく難しいなという気がします。

教育長 全くそのとおりだと思います。

宮坂職務代理者 学校評議員の意見を入れると言いますと、悪く考えたら、人気投票みたいな可能性というか、人気のあるところが表彰されるという危険性もなきにしもあらずという感じもするのですが、そういうものはきちとした運用の仕方であまくもっていけるのでしょうか。

庶務課長 これをどう運用していくかが、やはりポイントになると思います。それについては、例えば教育表彰の推薦基準をどう作るかということにかかわってくるのだらうと思います。今回は、こういったことは入っておりませんが、推薦基準も併せて、具体例を出しながら推薦基準を出すというところで運用していくことになるのではないかと思います。

教育長 従前は、年功があるだけで表彰される表彰規程なのです。そうでなくて、頑張った先生が報われるというのは、非常に大事なことだと思います。ただ、いま言われた方法論ですか、ここは合議体の機関ですから、お互いに知恵を出し合って、ある程度皆さんが納得できるようなということになるのでしょうか。確かに難しさはあります。

安本委員 個人を表彰するというのは、やはり難しいです。ただ、「授業公開」など開かれた学校づくりや、そういうことに関しては、来年度から総合的な学習が始まっていくし、やはり、顕著にそういうことがあれば、そういう学校を表彰するということはすごく大事なことだと思います。

教育長 団体表彰だね。

安本委員 はい、団体表彰で。これだと、その評価はもっと見えやすいです。

宮坂職務代理者 基本的には、私も結構だと思います。

教育長 ここで言っていていいかどうか分からないのですが、例えば、最近、音楽の合奏の指揮をしてくれた原 悠三先生と言う先生がいらっしやいまして、松庵小学校から杉二小学校で、それぞれ子供たちをひきつけて、魅力あるオーケストラと言ったらあれですが、吹奏楽でかなり実績を上

げられた先生がいらっしゃるって、若くして 54 歳でお亡くなりになってしまったのですが、際立った、まさに顕著な功績の典型例だと、私は、亡くなったから、あえて言えるのかもしれませんが、そういう先生もいらっしゃるって、やはり納得できる方は出てくるのかなという感じはします。前向きな展開ではないかなと私も思います。

宮坂職務代理者 いかがですか。承認してよろしいですか。

(異議なし)

宮坂職務代理者 それでは、議案第 58 号については、教育委員会として承認いたします。

引き続き、報告事項に移らせていただきます。報告案件の 1 番目、「区民満足向上運動」について、庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 資料としてお手元にありますが、簡単にご報告いたします。これについては、区長部局の区民満足向上運動推進本部から出した資料で、区民満足向上運動の取組み方針ということで、区長部局で定めましたので、それについての情報提供ということです。

「基本的な考え方と当面の進め方」で書いてありますが、この中では、顧客志向の区役所づくり部会の報告を受けて、全庁あげて区民満足向上運動に取り組む決定をした、ということが書かれています。

この向上運動の目的が、1 頁の下のほうに書いてありますが、すべての職場において、区民を区役所の顧客（お客様）ととらえて、区民の視点で区の仕事の仕組み、進め方、行政サービスの提供のあり方を総点検して、問題点をつかみながら改善し、サービスの向上を図っていこうというものです。

なぜ、これを報告するかといいますと、3 頁目に、当面の進め方が書いてあります。この推進体制の中で、ワーキングチームの設置がありまして、例えば仕事の見直しチーム、接客向上チーム、広報チーム、庁舎ロビー・窓口環境見直しチームのほかに、学校チームが作られて、区立学校の区民満足向上に関する事ということで、ワーキングチームの中で、学校の中の区民満足向上について検討していくことが出されましたので、ご報告いたします。

最後の 5 頁は、当面の活動スケジュールで、それぞれのワーキンググループなどを検討していくという段取りになっています。平成 13 年度は準備期間で、平成 14 年度から実施期間に移っていきます。そういったことをご報告いたします。

教育長 そうすると、今年度が準備期間ですか。

庶務課長 はい、今年度が準備期間ということですが、学校チームについては、平成 14 年 4 月からすぐ実施ということではなくて、若干区長部局と学校とは違っておりますので、違いも含めて、さらに検討しながら進めていくという考え方ですので、全部が全部平成 14 年からということではなく

て、学校の部分については若干遅れる部分もあると考えています。

安本委員 いまなさっている具体的な準備は何かありますか。

庶務課長 非常に難しい話なのですが、ワーキングチームそのものができたのがつい最近ということで、どこのチームも、まだ1回目の検討会を始めていないと思うのです。少なくとも学校の段階では、区長部局で作った顧客志向の区役所づくり部会報告も学校には行っていませんし、そういったところから、まず始めていかなければいけないのかなと思っています。

安本委員 アクションプランとの兼ね合いと言いますか、「区民満足向上」という言葉は、私にはピンとこないのですが、そういうこととの兼ね合いと言いますか、考えていらっしゃるのでしょうか。

庶務課長 アクションプランのそれぞれの事業項目とは、すべてつながるということにはならないと思いますが、ただ区民の立場に立って、どういう仕事をしていくのか、区民が何を望んでいるのかという考え方の立脚点は同じところにあると思いますので、当然、アクションプランを策定されて進めていく段階になりますと、根底にあるのは、いまの保護者や子供たちが、何を学校に、あるいは教育委員会に望んでいるのかといったところを十分検討していく必要があるのだろうと思っています。

安本委員 「顧客志向」という言葉ですが、これは相当学校には馴染まない言葉のように、一般の保護者の皆さんからお話を聞くのですが、私は、その言葉はいいと思うのですが、きちんとした説明がないと、「教育に、顧客とは何ぞや」ということを、やはりおっしゃる方があるので、そのところは、ちょっとそういう意味の顧客とは違うのだという、きちんとしたご説明が必要だと思っております。

庶務課長 アクションプランの意見をいただいた時にも、「顧客という言葉の意味が分からない」というご意見がありましたので、当然、アクションプランを改めて教育委員会の中で策定する際には、そういうことにも留意しながらやっていきたいと思っています。

宮坂職務代理者 記述的な問題は研究していただくとして、区民の立場とすれば、非常にありがたいことですが、これを担当する職員の数の問題は、もう大丈夫ですか。そのために人員を増やすとかいうことはしないわけですか。

事務局次長 この運動そのものが、もちろんサービスの向上ということですが、まだまだ現状の体制の中で余地があるということが前提になっておりまして、そういった形で。

宮坂職務代理者 人員的に余裕があるのですか。

事務局次長 人員的でなくて、まだ職員の能力に余力があるというのが前提になっておりますので、これに伴って人を雇うということではありません。

宮坂職務代理者 優秀な方たちですから、まだ全力投球してないということですね。ありがとうございます。

ざいました。

教育長 「顧客という言葉が学校の場合馴染まない」というお話が出ていましたが、子供たちや保護者が仮にお客様と、お客様を満足させると。そうすると、お客様からいままで苦情が出ていたのは、例えば校庭に水たまりができるとか、指導力のある教師が少ないとか、学級の人数が多過ぎて授業が大変であるとか、部活動の指導者がいなくてサッカーができないとか、子供もそうですが、保護者のほうから、それをもし「顧客」と言うのであれば、お客様に不満がいっぱいありますが、そういうものを満たしていきましようという運動を展開しましょう、という理解でいいのですか。

事務局次長 いまおっしゃられたのは、かなり制度の問題もありました。もちろん、そういったことをお聞きする中で、制度についても気を付けなければいけない問題は、やはり気を付けていくということは出てくると思います。そういった面では、人の問題とか、予算の問題とかというのは全く避けて通れる問題ではないというのは確かにそのとおりなのです。ただ、この運動の大きな目的というのは、我々の仕事を、お客様である区民自治の原点に立ち帰って、仕事をしっかり考えていこうということが大きな目的ですので、広い意味で言えば、いま教育長がおっしゃられたようなことも含まれますが、我々の意識の問題を切り替えていくというのは、やはり大きな趣旨としてはあるということです。

教育長 意識改革運動あるいは公務員倫理運動と言いますか、そういうようなことなのですか。

安本委員 そうしたら、「区民の満足の向上」とちょっと違うような気がします。

庶務課長 いま教育長がおっしゃられた部分も含めて検討しなければならないとは思っています。というのは、保護者や生徒の要求そのものを満たさないと、向上につながらないのかといったことだけではないと思っています。学校で何ができて、何ができないのか、何をすべきなのかということも含めて、これからのワーキングチームの中で、そういったことも検討していかなければならないと思っています。

教育長 これは難しいですよ。教師に伺いますと、僕は目いっぱいやっている、もう時間も足りないと。部活動などにとても手が回らないと。ある先生は、何も言わないけれども、部活動も一生懸命やって、土曜も日曜も出て来て、子供たちのサッカー指導をやり野球指導をしているという部分があったりするので、「意識」というのは口で言うのは簡単ですから、「僕は目いっぱいやっています。汗かいています」と言う方をされるので、これは客観的にも、どう進めるのかは十分。しかも、区民の方も納得するような。

先ほどの「顧客」も何となく分かるのですが、保護者、PTAのお母様方から言わせると、「私たち、学校にとっては客なの。子供もお客様なの」という部分と、「違うわよ、学校教育に参画し

ているのよ」という部分があるので、この辺も言葉の行き違い、誤解がないようなことも考えなければいけないのでしょうかね。

事務局次長 顧客の場合、いまの2頁に、1、2、3、4という数字があるのですが、一般的な行政サービスの場合には、この中に当てはめて、それぞれの向上を、こういった観点から考えていくことができるのです。数字の場合は、いまおっしゃられたとおり、かなり価値観の問題もあるし、それはいろいろな制度の中で出てくる問題もあって、ですから、教育の部会、学校チームというのは、こういうものとは別途、立ち上げているということで、いまおっしゃられたことは、非常に大きな課題だろうと思っています。

安本委員 「参画」とか「協働しよう」という言葉がすごくいま出ているにもかかわらず、私は、この「顧客志向」に関しては、多分、大切にされるべき存在であると、教育もサービスであると私は思います。ですから、そういう意味では、満足のいく、大事にされる存在であるのが保護者であり、子供たちであるという意味で「顧客」という意味に私はとらえているのです。そうでないと、説明がつかないのです。それで、もっと簡単に言うと、この間も新聞に載っていたのですが、住民票の取り方の時間とか、休日で取れるかとかいう調査がざあっといろいろな区で出たのですが、私の頭に浮かんだのは、具体的にはこういうことを改善していくことかとちょっと思ったのです。そういう意味で、先ほど、アクションプランとどうかかわりがあるのかを伺ったのです。

そうすると、アクションプランの内容がもし、先ほど教育長がおっしゃられたように、いろいろな内容が盛り込まれているし、それが、やはり実践されていくことが、あれに関しては、やはり懐疑的に思っている方もたくさんいらっしゃるし、こんな盛りたくさんいつできるのとお思いの方もいらっしゃると思いますが、あれを具体的にやはり、例えばフレッシュ補助教員制度とかいうことをしていくとしか。ですから、要するに、住民票を取る時間を早くするサービスと、私は、同列と考えるのですが、そうすると、具体的に観念だけで、「満足」と言われても、それは、「うん」というふうにはちょっと、いま思えないのです。

教育長 その辺も、検討してもらわないということですね。

安本委員 「学校チーム」に、幼稚園は入らないのですか。小中学校だけですか。

教育長 この前、大宮小学校の研究発表のときに、玉川大学の山極 隆先生が、「お客さんであるPTAのお母さんを外に立たせて道案内をさせるとは何事だ」と言ってね。

安本委員 いきなりでしたね。ご挨拶も何もなくて。

教育長 「学校の現場、何考えているのだ。お客様だぞ」というようなことで、怒鳴りながらも若干のユーモアもはさみ込みながらでしょうが、そういうことをおっしゃっていて、そうだよなと

いう部分と、お母さんたちに聞くと、「いや、私たちも一緒になって、研究発表を立ち上げているので、決してこき使われているわけではないです」というような言い方もされていたので。

安本委員 ですから、協働と参画と、お客様と言うと、どうもちょっと難しいですね。学校に対しては、保護者は協力するのが、やはり仕事という言い方は変ですが、そういうふうに思っています。当然だと思います。

教育長 その辺、課題として受け止めてくださっているようですから、その辺も含めて、ご検討をお願いしたいと思います。

宮坂職務代理者 次に進んでよろしいですか。学務課長、お願いします。

学務課長 私のほうから2点続けてご報告させていただきます。まず1件目ですが、学校給食における「牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病をめぐる対応経過と今後の取組みについて」です。去る9月10日に千葉県白石市で狂牛病に感染した疑いのある牛が発見されて以降、国あるいは都、区でさまざまな対応をしましてまいりました。その間の経過を簡潔にかいつまんでご説明いたします。

まず、1番目は、国・都の対応ですが、去る10月18日に、食肉に処理される際に、全頭のスクリーニング検査が実施される体制が整ったということと併せて、狂牛病の原因となる異常プリオンがたまりやすい特定危険部位と言われている部分の除去、あるいは焼却処分の体制も整ったと。さらには、この狂牛病の感染源と見られている牛由来の肉骨粉の使用禁止も行われている。さらには、従来原料の感染のある加工食品については、自主的な業界の点検、感染の恐れのあるものについては、自主的な回収、使用禁止等の体制が整ったところです。

また、これに併せて、10月18日の全頭検査で、国のほうでは安全宣言をしたところですが、翌19日付で文部科学省のほうからは、東京都の教育委員会を通じて学校給食における牛肉使用の自粛について、従前の取扱いに戻すよう通知が来ているところです。

また、区のほうでも、学校だけでなく、保育園、高齢者部門、障害者部門などさまざまなセクションで給食事業を行っておりますが、関連部署との連絡会、全庁をあげての本部会での情報交換、さらには関係業界に対する保健所の監視、情報提供等に取り組んできたところです。

また、狂牛病でかなり消費の低迷、落込みの見られる区内の牛肉関連の中小企業者を対象にした緊急運転資金の融資あっせんも11月から来年3月にかけて行っているところです。

また、区内の精肉店組合でも、自主的に消費者の皆さんの信頼回復に向けた取組みを行っております。具体的には、消費者の不安の1つである10月18日の検査以前の在庫の肉について、精肉店組合が、加盟店で、もしそういった在庫があれば、すべて自主的に回収して、杉並清掃工場で焼却処分したところですが、こういった取組みについても、区が支援し、さらに保健所でも、その在庫状況について処分後確認したところです。

また、『広報すぎなみ』でも、12月1日号では、こうした区内の安全システムの取組みについての情報提供なども、広報を通じて行ったところです。また、12月4日ですが、こうした区内の、狂牛病検査で安全確認された国産牛のみを扱うお肉屋さんについては、「安心の店」というステッカーをお配りして、安全確認されたものだけが販売される、あるいは危険部位などは販売しないということ、このステッカー表示によって、保護者の皆様に広くPRしているところです。

こういった国と区の動きと併せて、教育委員会での対応状況ですが、この間、狂牛病に関するさまざまな情報提供を校長会、教頭会、栄養士を対象にした説明会等を通じて行って来たところですが、9月21日に正式な狂牛病感染が、イギリスの検査機関で断定されたことを受けて、9月25日の日付けで牛肉の使用を、国の検査体制が整うまでの間、当分自粛するという通知を出しています。

国の検査体制が整った段階でも、冷凍肉の取扱い等々をはじめとして、消費者、区民の皆さんの不安感は必ずしもまだ十分払拭されていないという判断で、現在までこの使用自粛の措置を続けているところです。また、10月9日では、牛由来原料を使った加工食品の対応についても、9日付で通知をしたところです。また、何よりも正確な情報提供が必要という判断のもと、小学校、中学校のPTA協議会の会合にもお邪魔して、この間の区教育委員会の対応についてご説明の機会も持たせていただいたところです。

また、区内の給食で牛肉などを納入されている業者について、全部で区外業者を含めて25業者が13年度はございますが、このうち18店舗が区内の業者でして、これらにBSEの検査前の牛肉の在庫がないかどうかの確認を、保健所のほうとタイアップして、すべて在庫状況の確認は11月27日で終えたところです。

今後の取り組みですが、基本的にやはり給食における安全性の確保、あるいは感染牛肉に対する保護者の皆さんの不安解消という観点から、先ほど申し上げたような区独自の安全システムづくり、あるいは引き続き正確な情報提供を保護者の皆様に行いながら、給食での牛肉使用について、従前の取扱いに戻す方向で取り組んでいきたい、というように考えております。

次に「平成14年度の区立幼稚園の学級編成」です。平成14年度の区立幼稚園の園児、新4歳児の定期募集の結果については、前月14日の都教育委員会で結果につきましてご報告させていただいたところですが、この度、区立幼稚園の学級編成基準日である11月30日現在で、来年度の学級編成を行いましたので、ご報告させていただきます。

平成14年度の区立幼稚園の学級編成については、表欄外の注に記載のとおり、新5歳児については7園すべて32名、32名の2学級、64名の定員です。新4歳児については、区立幼稚園の在り方の見直しという中で、方南幼稚園を来年度でもって廃止ということを受け、方南と堀ノ内に

ついて平成 14 年度の学級編成及び定員を変則的に行ったところですが、他の 5 園については 64 名定員ということで学級編成したところです。資料のとおり、方南と堀之内が 1 学級ずつで、来年度は 12 学級の新 4 歳児です。定員比で申しますと 61.8%、新 5 歳児と合わせますと来年度の定員比は 69.3%、579 名という状況です。参考までに前年度との比較で申しますと、前年度は 60.8%、545 名という状況です。以上です。

宮坂職務代理者 参考までに出生率というのは、いまこれに該当するのは 3 ~ 4 年、4 ~ 5 年前なんですけれど、今年はまだ統計が出ていませんが、去年、一昨年ぐらいはわかりますか。減っているか、増えているか。まあ、減っているのでしょうか。

学務課長 申し訳ありません。ちょっと手持ちに正確な資料がありませんので。

安本委員 狂牛病の話なんですけれども、たしか 12 月 1 日の広報に「牛肉は安全です」と出ていた記憶があるのですが。あと、学務課長のほうから「11 月の末か 12 月の初めには杉並区としての安全宣言を出します」というお話もちょっと聞いていたのですが、そのお話の直後に 3 頭目が出たか 2 頭目が出たかで、そのままになっていたのが、また 12 月 1 日にはあれが出てしまったんですね。それで、安全宣言はどうなるんだろうかというように思っていますし、あと正確な情報提供と、保護者に対する正確な情報提供に努めるというように、ここにも書いてあるのですが、これはそういう意味では、国はもう安全ですと出しているわけで、そうしますとなぜ杉並区は安全で出したものの、給食には出さないのか。このところはどのようにしてそういうふうになっているのか、ちょっとよくわからないのですが、ご説明いただけますか。

学務課長 まず教育委員会のほうで、11 月の 9 日、19 日に P T A の会合のほうに出向きまして、区の実情についてご説明させていただいたところです。そして 19 日には私が説明に出向きまして、いま委員がおっしゃられたように、国のほうの全頭検査体制が整う中で牛肉使用再開、給食における安全宣言をする方向で取り組んでいきたい、というように申し上げました。その後、3 頭目の感染牛が群馬県で発見されたということで、教育委員会としては、今後もいまの安全性のチェックのシステムが正常に機能していれば、4 頭目、5 頭目という形で市場に入る前のチェックで発見されるだろうというように考えております。検査体制が機能していれば、私どもとしては安全な肉が店頭で並ぶものというように考えているところです。

ただ、一方で国の安全宣言が出された 10 月 18 日以降も、やはり先ほど申し上げたとおり、検査前の肉の在庫、店頭における在庫の取扱いがどうなるのか、不透明だったという状況がございます。また、そういった中で、やはり国が安全だからというよりも、杉並区独自に精肉店などの自主的な動きもございました。そういうことの支援も独自に行う形で、杉並区的安全システムづくりも行われてきました。そして、11 月 19 日の説明会の説明に出向いた後も、牛肉の給食の納入

業者の冷凍肉の在庫状況の確認なども、保健所と連携して行ったところでした、11月27日に完了しましたので、さらに今後PTAの皆さんからは、先月の説明の後、私のほうから11月あるいは12月ぐらいの時期にと申し上げたところ、拙速な対応はできるだけしないようにという申入書も11月下旬にいただいたということも踏まえて、また今月PTAの会合にお邪魔して、さらにその後の対応経過、正確な情報について説明しながら、従前の取扱いに戻す方向で取り組んでまいりたいという状況です。

安本委員 具体的に、いま標準のお献立には載ってないわけですよね。1月もおそらく載らないというように、ちょっと聞いているんですけども、いつを具体的に考えていらっしゃるんですか。

事務局次長 給食の場合の安全宣言というのは、ある意味では、国が言うのは消費者が勝手に選択すればいい話だから楽なんですけれども、給食の場合は使うということになるわけですよ。そうすると、いま現在消費が落ち込んでいるというのは、そういったことを心配で食べない人がいっぱいいるからですよね。そうすると、給食の場合に使うということは、保護者にとっては子どもに無理矢理食べさせるということで、自分が納得しないで食べさせられるというようなことで、非常に、やっぱり難しい問題がある。

区としては、こういったシステムを立ち上げて動いていますから、安全だというのはいつでも言えるわけなのです。しかし、安全だということと、給食で実際に使うということは、非常に難しい面があって、私どもとしては、教育委員会としてやることは、こういったいま区でやっていることを十分説明していくことが、まず非常に重要だと思って、そのことをいま第一に取り組んでいるということですね。

やはり区内に食肉業者がたくさんおりますので、給食が安全だという、給食に使ってもらおうというのは、やはりかなり多くの方に安心を与えるということで、私どもとしてもなるべく早くに、実際に使うということを、宣言をしたいという気持ちを持っているということです。

安本委員 では具体的に、例えば3月からハンバーグをお献立に載せるとか、そういうことはまだ特には考えて、決めていらっしゃるわけではない。

学務課長 標準献立自体は、2月までもうでき上がっております。各学校では、その標準献立をもとに、行事等、個々学校の事情に応じて独自献立を作って、保護者の皆さんに給食便りなどを通じて、献立をあらかじめ示しながら提供しております。牛肉を従前の取扱いに戻すというような対応を、教育委員会でする場合は、当然各学校に通知した上で、各学校、標準献立は示していませんけれども、ものによってはメニューの食材を切り替えるという形で、標準献立を作っている例えば2月以降ということでもなくとも、当然通知を出した後、対応はできるものというように考えております。

安本委員 最終的に決定をなさるのは校長先生だと思うのですが、そのところは、もし校長先生がOKを出されても、例えば我が家では絶対に牛肉は食べないのだと、給食でも当然駄目というような話が出てきて、おそらくそういうことは出てくると思うんですね。1つの学校に何百人も子どもがいますから。そうしたときにも、きちんとそういうことを校長先生が対応を、例えばお弁当を認めるとか、それはちょっといきすぎの話か、ちょっとそこはわからないけれども、そういうことの対応とかもきちんとしたご指示があったほうが、混乱を招かなくていいと思うのです。大変心配しているのは、極端にそうなのですね。いま、ちょっと聞いてみても。「もう、うちでは食べちゃってるわ」という方、牛乳も拒否している方が、いま学校ではいらっしゃるというように聞いていますので、そういうことを考えると、やはり国を信じてない、杉並区を信じてないという話になってしまうんですけれども、校長先生の裁量というところできちんとした対応の仕方というのを決めていただかないと、また現場というか、保護者は混乱すると思いますけれども。

学務課長 実は、23区の使用状況ということですが、10月18日に国の安全宣言が出されて以降、11月末時点で11区ぐらいの区が、牛肉の使用を再開する通知を学校のほうに出しております。状況をちょっと何人かの課長、学務課といたしますか、給食担当課長に聞いたところ、やはり通知を出した後でも、全部の学校が一斉に再開という状況にはなかなかない、ということもあるようです。私どもとしては、牛肉使用再開の通知を出す場合でも、全く各学校、あとは勝手にお任せということではなくて、当然保護者の皆さんとの対応を含めて、学校側に対する正確な情報をきちんと整理して、学校のほうに通知する際にはそれを資料と一緒に渡し、適切な対応がとれるよう、私どもの方針に沿って対応ができるよう、できる限りの努力をしてみたいと思っています。

安本委員 あと、ちょっと気になっているのですが、お肉自体はそれとして、あと牛肉の関連食品、これって300ぐらいあるというように、何かに書いてあったのを見たのですが、そういうことのチェックとかも、この安全システムの中に入っているわけですか。

学務課長 これは区を挙げての安全システムというよりも、厚労省のほうでこの点検結果について、11月の頭ですか、まとめてホームページにもアップして提供しているようですが、私どものほうで危険、自主回収したリストについても学校側のほうには、すでにお渡ししておりますので、そういった情報に基づいた適切な対応が行われているというように考えています。

安本委員 正確な情報提供という意味では、PTAのほうと保護者に対して、きちんとしたご説明はもとより、できれば紙に書いたものを資料として流したほうが、もう少しわかりやすいのではないかなというように思うのですが、いかがでしょう。

学務課長 この狂牛病については、国、東京都、さまざまなレベルでQ & Aのようなもので、消費者、保護者の皆さんにわかりやすい情報提供が行われております。今後、従前の取扱いに戻す方向で取り組んでいきたいと考えているのですが、そういった中では杉並区独自といたしますか、実際の声を踏まえて、Q & A形式の資料なども今後作っていきたくて考えておりますので、保護者の皆さんのお知らせの仕方も含めて、できる限り委員のご指摘に沿えるよう努力してまいりたいと考えています。

安本委員 よろしくお願ひいたします。

宮坂職務代理者 これは科学的に安全であっても、心理的な不安感というのは、もう、1人でもいるからということになると、いつまで経ってもこれは延び延びになりますので、やはり安心を与えるために何か書類を出すとか、こういう検査をやっていて大丈夫だということ、特にゴーサインを出すときには必要かもしれないですね。その辺、1つよろしくお願ひします。私は、もう個人的には結構食べているんですけど。

では、よろしいですか。それでは、今度は4番目ですか。「杉並区立高井戸中学校学級増の対応について」、施設課長のほうからお願ひします。

施設課長 それでは、ご説明させていただきます。高井戸中学校は現在15学級ですが、周辺集合住宅の建築動向等から平成14年度以降、学級数の増が見込まれるため、当面の緊急対応として下記の対策を考えております。

まず現状です。高井戸中学校は平成9年度、12学級で改築されましたが、その後の学級数の増加により、現在15学級となっています。この間、会議室等を普通教室に転用し対応してきましたが、現状でも施設標準から見て、普通教室が3教室、美術室が1教室不足しており、今後の学級数増への対応が不可能となっているのが現状です。

次に今後の見通しです。今年度実施した学校希望制度は、この制度に伴って増築を図ってまで対応はしないという考えのもとに進めており、こうした観点から高井戸中学校については、希望申請の受入れ枠を狭めて対応しました。中学校周辺における集合住宅等の建築計画については、別紙のとおり多数予定されており、今後の生徒数の増はほぼ確実の状況となっております。

次頁、周辺の集合住宅の建設計画ですが、現時点で情報としてとられているものです。1から6まで、記載のとおり集合住宅の計画がございます。計画の規模が中央にあります。183戸から記載のとおりです。それから完成の予定ですけど、平成13年、14年、15年、16年とそのような状況です。

前頁に戻って、当面の対策です。必要教室ですけど、普通教室2教室、第2美術室です。その対策ですけど、1階の美術室を普通教室2教室に改修し、駐車場に第1、第2美術室をプレ

ハブで設置するよう考えております。私からは以上です。

安本委員 当面の対策はわかったんですけど、当面これでやって、まだどんどん増えていくわけで、そういうことに関しては、本当はどのように最終的にはなされるおつもりですか。また改築でしたら、まだ3年か4年しか経ってないわけですよ。そうすると、どのように。プレハブのまま、ずっといく。

事務局次長 現時点では、こういった緊急対応ということなんですけれども、来年度、区の行政計画の見直しがございます。その中で抜本的な対策については盛り込んで対応していきたいと思っております。

安本委員 あと、ちょっとこの施設のことについては違うんですけども、やはり広報に高井戸中学の枠が36と。希望制度の枠というか、くじ引きで当選した人が36。それで、私が持っていた資料で見たら6人出て行かれるんですね。その6人だと思うんですけども、おそらく。そのことについて、たぶんくじを引いた後、落ちてしまった60人はご存じないわけですよ。それをすぐ、どうしてこれ30と思ったのに、この6人は何ぞやというようなお気持ちだと思うので、きちんとご説明なさるべきだと思うのが第1点。

それからもう1つは、例えば2月になると中学の入学試験があって、出ていく人というのが出てくると思われますね。私立中学、国立中学。そうしますと私の認識では、平成14年度に関しては、学校希望制度はもうこれで完結しているもので、例えば3人減っても、10人減っても、いまの人数。新1年生から減っても、おそらく補充ということは考えていらっしゃると思うのですが、ではなぜその6人は補充というか、多くしたわけですよ。そこのところが、ちょっと。もし、それを多くするのであれば、今度2月1日以降、2月に出ていく方に関しても、もしかして考え方としては入れて差し上げても、何しろ60人アウトになっているわけですから、というような気もするんですけど、それは全くお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

学務課長 学校希望制度の受け入れ人数のお尋ねですが、確かに区立学校全体としては40名、高井戸中についてはこれまでの指定校変更等の動向なども踏まえて、教室の余裕状況も踏まえて30名というようにしました。応募の結果、公開抽選ということで、委員がご指摘になったとおり、受け入れ人数の30名に対して6名の出があったということで、希望制度の趣旨からいえば、厳密に30ではなくて、やはり少しでも多くの希望をかなえていくという中で、6名の減の分を上乗せした36名という形で公開抽選を実施したところですよ。この扱いについて若干わかりにくいというご指摘があったということですので、今後、小学校、中学校のPTAの集まりにまた出向きまして、希望制度の結果等についてはご説明いたしますが、その点も併せてお話ししていきたいと思っておりますし、来年度の実施に当たっては、いまの委員のご指摘を踏まえて、工夫をしていきたいと考えま

す。

今後の国立、私立などへの動きに伴い、区立学校への入学辞退が発生するということで考えれば、もう少し希望申請で抽選の結果落ちた方への対応策があり得るのではないかというご指摘ですが、私どもとしては制度立ち上げの際の枠組みとして、補欠制度のようなものは設けずに運用していくと。大きな趣旨としては補欠を設けずに、やはり就学する学校はここですというように決めたほうが、お子様のお気持ちからしても好ましいという判断で実施したものでして、希望制度とは別に法令に基づく指定校変更等がございますので、年明け1月10日頃に就学通知を発送する予定ですが、それ以降、個別のご事情でどうしても指定校に通うことが難しいというようなことがございましたら、学務課のほうに個別でご相談していただきたいというように考えているところです。

安本委員 私の記憶が間違っていたらごめんなさい。たしか30人の枠にしたというお話のとき、浜小は40で、普通だと40でいくのだけれども、30にしたという理由のときに、「その10人は何ですか」と言って、私は伺ったような気がするんです。そのとき、ご兄弟関係とか、要するに本当に、どうしても絶対にという特別な理由の方の枠だというように私はちょっと受け取っていたのですけれど、それは違いますか。

学務課長 それは誤解です。実は希望制度はあくまで自治体が独自に制度を定めて運用しているものでして、これとは別に法令に基づく指定校変更、あるいは区域外就学、さらには一般の住所変更に伴う転入、転居、こういった受け入れも当然やっていかなければならないということで、40マイナス30の10名分をそういう枠ということではなくて、当然そういうのが例年10名以上になりますので、そういった対応も現状の教室のキャパシティの中で、しっかり生徒数の見込みを立てながら対応していくということが必要というように考えたものでして、その辺の見込みを含めて10名少ない30名という設定で受け入れ枠を設けたものです。

大蔵委員 私は補欠を作ったりすると、玉突き状態になっていつまでも安定しませんから、それはもうそれで賛成です。ただ、他のところのことをちょっと教えていただきたい。品川区なんかは広域にして、どこでも行っていいと言っていますね。やはり受け入れの数は制限しているのですか。

学務課長 受け入れ数を設定して制度を運用している区が大半です。

大蔵委員 やはり抽選をしているのですか。

学務課長 ええ、公開抽選をやっている区も見られます。

大蔵委員 品川なんかもそうですか。あんなに広域にすると、すごく偏りが出るとは思いますけれど。杉並は隣接ですよ。

学務課長 ええ。

大蔵委員 だけど品川は、たしか全部いいという。

学務課長 品川の場合は、やはり補欠制度を杉並と違って設けておりまして、締め切った後も補欠登録をしていただいて、先ほど安本委員がおっしゃられたように、国立、私立など、その後も動きがありますので、そういった動きで数が減れば、持ち上がっていくといいですか、そういう運用をしているということがございますので、杉並区のように期日を締めて、その後受け入れ人数を超えた場合はただちに公開抽選というやり方をしておりますので、品川区では公開抽選ではなくて、最終的には受け入れるというような形で数字が収まっている、というようには聞いています。ただ、この間の足立区などでは先般締め切りまして、やはり公開抽選を実施するという区もございます。

大蔵委員 これはもう報告事項ですので、もうこれ以上言いませんけれども、例えば松本次長のご説明のような、「抜本的に全部を見直す」とおっしゃるのはどういうことなのか、校舎を建てるのかよくわからないのですが、今日はもうこれはいいです。ですが、何かの機会のときにもう少しまとめて、終わってからでいいですから。3月、4月過ぎてからでいい。全部お話を伺いたいと思います。

事務局次長 これはちょっと誤解が、いまございましたので。今回の「抜本的に」と申し上げたのは、この高井戸中に、その希望制度による方が多かったからということではなくて、極端に言いますと、キャパシティがなければ希望制度の受け入れゼロというようなことも、これはあり得るわけですね。ただ今回、資料を付けて出しているとおりに、そうでない子どもの数の増がかなり見込まれるということがございまして、これとは別に抜本的な対策を考えざるを得ないという状況です。

宮坂職務代理者 よろしいですか。では、先に進めさせていただきます。5番目の「研究発表会等」について、指導室長からお願いします。

指導室長 前回の委員会の折に教育長のほうから、今後予定されている研究発表会、またそれに類するような行事等の一覧があると、教育委員の先生方の動きに大変役に立つというご指摘もございましたので、一応今日は資料ということで掲示させていただきました。教育委員の皆様方には、各校の研究奨励発表にご参加いただいたり、また指導室等で催す行事等でご挨拶いただいたり、今年は本当にいろいろな場面に多くご参加いただきまして、学校側も大変勇気づけられているということを、私も耳から聞いております。今後ともよろしく委員方のご支援、ご鞭撻をいただければと考えております。

一応、表の読み取りは、「済」と備考欄に書いてあるのは、現在終わったという意味です。ごく

ごく近日中には東田小学校の研究奨励の発表が、14日(金)に行われると。これでもって一応、研究奨励のほうはすべて平成13年度、終わります。また、今後1月、2月にかけては、それぞれの教員のほうの、または管理職のほうの研究、1年間通したものをまとめた発表会というものがありました。また全国大会等の規模の国語の発表会、また都の発表会があったりというようなことを例記したものです。

また、各委員の皆様方にご出席いただくものについては、おおよそもう決まっているわけですが、また庶務課等との関連を図りながら、ご出席いただくものについては早めにご連絡するという体制でいきたいと思っております。

最後に卒業式は3月20日、中学校です。それから小学校、養護学校については25日(月)です。また終了式、幼稚園ですけど、3月18日ということで、1年間の学校行事が締め括られるという状況です。私からは以上です。

教育長 この表にロボットコンテストが入っていない。

指導室長 3月23日(土)、24日(日)これが教育科学センターのほうのロボット杉並21ということで行われるものです。

安本委員 ちょっと教えていただけますか。研究奨励校というのは、たぶん人的にも、それから予算的にもかなりのご援助というか、お助けをしていると思うのですが、杉並第一小学校で3月1日に行われる自主発表会、こういう「自主」と付くということは、学校がやっているのしょうけれども、これは研究奨励校とは全然違うわけですか。

指導室長 はい。ご指摘のように、本来はここに載せるべきものではなかったかなと。ただ、一応杉並第一小学校のは自分たちがやってきたものを、学校が独自でこういう発表をしたいという届けがありましたので、それはその学校の主体の取り組みの一環ですので、こういう発表もやっている学校があるのだということでご提示したわけです。研究奨励とは、意味合いは違います。

安本委員 そうすると、これは補助というか、そういうことは全然ない、学校独自ということですか。

指導室長 はい。基本的には、予算措置はしておりませんので。ただ、そういう状況を、ご相談がただいて、何らかの形でこちらが支援できるようなものがある範囲では、学校側と相談したいという考えです。ただ、できるかできないかということは、ちょっとこの場では言えないと思えますけれど。

安本委員 せっかく自主的になさるのだから、ぜひとも金銭的にも補助して差し上げると、もう少しいいのではないかなと、ちょっと思ったのです。

宮坂職務代理者 よろしいですか。それでは次に進めさせていただきます。6番目、7番目、8番

目ですか。社会教育スポーツ課長、お願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは3件につきまして、ご報告申し上げます。まず6番目、教育委員会後援等名義使用承認について、これは11月分の承認した分です。いちばん最後の頁に合計の数が載っております。定例が29件、新規4件。共催が20件、後援13件で、合計33件です。新規の分につきましては、社会教育スポーツ課の分の1、2、3。まず1が、日大二高の吹奏楽部の定期演奏会。それから2が、東京大学フォイヤーヴェルク管弦楽団の第6回の定期演奏会。

3が、語り座ひ・ま・わ・りの朗読ア・ラ・カルトということで、新規を承認したものです。音楽につきましては、そこに記載のように定期演奏会ということです。それから朗読ア・ラ・カルトにつきましては、これは目的としては朗読鑑賞、それから障害者と健常者の交流を目的として、杉並区の荻窪にあります芸館という施設で行われるものです。内容は民話等の小説等の語りを行うというようなことで、対象が障害者、それから一般の方ということになっております。

それからもう1点は新規社会教育センターの分ですが、これは3頁目の新規の3、団体名が杉並母子寡婦福祉団体連合会ということで、母子連パソコン講習会ということで自立促進講習を、高円寺社会教育会館で行うものです。

それから次が7番目の、文化財建造物の登録ですが、これは国の文化審議会が平成13年11月16日に、新たに全国で159件の建造物を国の文化財として登録するように、文部科学大臣に答申したということでした、この中に杉並にあります「ピストロロ」I」という、これは荻窪にあります大正13年にできた建物で、現在は家庭レストランというんですか、最近流行っている、住宅街の普通の家でレストランというようなものが、ぼちぼちと出ていまして、杉並区内にも何軒かありますが、そのうちのかなり古い建物で、それを区や都を經由して、文化庁のほうに上げて、そこで国が登録について認めたということで、杉並については今回で3件目、そこに資料に記載のように、南荻窪3丁目にあります古宇田家の住宅、これが平成9年です。それから東京女子大の外国人教師館等7棟が平成10年に登録文化財になっておりまして、今回が3件目ということです。この中には今回、歌舞伎座なども登録文化財に指定されておりまして、区や都の登録文化財より国のほうが権威があるものということで、これは所有者のほう希望されて、このような結果になったということです。

それから最後の8番目、社会教育委員制度の改正について、これは(案)ということになっていますが、この(案)の意味は、12月中に条例改正を依頼して、平成14年度の第1回区議会定例会で提案する予定ということで、(案)ということになっております。中身についてご説明しますと、改正理由としては地方分権一括法によって社会教育委員の委員構成に関する規定が廃止されました。それに伴って今年の7月11日に施行されましたが、社会教育法が一部改正になり

ました。そこで、家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱できるというようなことが明記されましたので、その法改正の趣旨を踏まえて、定数を1名増員していくというようなことで、社会教育委員制度の充実を図っていきたいと考えております。

改正案ですが、現在「杉並区社会教育委員の設置に関する条例」で、現行委員の定数は8名以内となっているものを、委員の定数は9名以内とするというような改正をするものです。その他としまして、社会教育委員の委嘱に当たりましては、これまでの委員構成を見直し、また社会教育センター審議会の関係団体を含めて、家庭教育の向上に関する団体等からも幅広く受け入れていくということで考えて、今回の改正をしていく予定ということです。以上です。

安本委員 ありがとうございます。事業名、よくわかりました。

宮坂職務代理者 社会教育センター審議会の廃止について。これは教育センター所長からお願いします。

社会教育センター所長 それでは最後の、社会教育センター審議会の廃止について。これについては本日ご意見をいただきまして、次回の教育委員会に諮っていきたいというように考えております。まず廃止時期ですが、平成14年3月末日を予定しております。これまでの検討の経緯ですが、平成12年10月に「スマートすぎなみ計画」がございまして、センターにおける事業数の減少に伴い、所掌範囲も狭くなっているため、社会教育事業振興の観点から、審議会組織のあり方について検討することとなっていました。

次に平成12年度から社会教育センター審議会において、約2カ月に1回のペースで審議会の廃止を視野に入れて、新たな社会教育事業推進組織の立ち上げについて、意見をもらってきております。3番目の廃止理由と今後の方向性ですが、これは社会教育センター審議会は諮問機関として、公民館運営審議会に準じて設置されておりました。ところが事業の移管等により審議内容が減少するなど、制度ができた当初とは状況が大きく変化してきております。それから地域の実情に合わせたさまざまな場面で、住民参画・協働を進めていくことが、最近の「杉並区21世紀ビジョン」、それから「生涯学習審議会」からも求められてきているというような状況がございます。したがって、審議会という間接的なものから、職員と区民の協働事業実施という直接的なものに変えていきたいということです。この趣旨により、センター審議会は廃止しまして、今年度中に新たな社会教育事業を協働する組織を設置していきたいと考えております。

次の頁にございますが、21世紀ビジョンの中に「学んだ成果が地域活動に生かせ、区民が互いに連携する生涯学習によるまちづくり」ということが記載してございます。それから教育の懇談会の提言の中には、「社会教育の体系を横に束ね、情報を交換していくようなネットワークづくり」ということが提言されております。職員と区民の協働事業実施を柱として、区民主体・住民

参画を実現していく組織とするということです。

それから、生涯学習が現在広がりを見せておりまして、実際に活動している人たちの事業主体となる会議を目指していくということです。この活動につきましては、社会教育事業の協働、生涯学習に関係する団体・個人の交流・情報交換。それから生涯学習のまちづくり推進の調査・研究、及び施策の評価・提言、この3つを想定しております。

設置に向けた取組みですが、現在準備会をもっております。そして、その成果を反映していきたいというように考えております。それから、この協働事業に位置付けられる事業につきましては、現在のセンター事業として対応できる範囲で今年度試行していきたいということです。まずこの協働事業を進めるために、杉並区民大学事業運営の中心に新たな組織を考えていくということです。それから、生涯学習のまちづくり推進の調査・研究及び施策の評価・提言機能が、適切に社会教育行政に反映されるよう、体制づくりを考えていきたいということです。

最後のその他ですが、新たな組織の設置については、要綱に基づいて考えていくと。それから新組織の開催は、平成13年度中に立ち上げていきたいというように考えております。以上です。

宮坂職務代理者 センター審議会は発展的な廃止ということですね。

社会教育センター所長 発展的といいますか、こういった事業を立ち上げていくということが、1つ大きなところがございます。それから、社会教育委員の会が全体的な社会教育をやっておりますが、審議会については事業関係をやっており、その辺の部分が先ほどご説明したように、事業数が減少している状況の中で変更が出てくるということです。

宮坂職務代理者 よろしいですか。それでは報告事項が終わりましたので、本日の定例会を終わります。ありがとうございました。